

規 則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定

障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成十八年埼玉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第二号に次のように加える。

付表 1 7 就労選択支援事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ			
	名 称			
	所 在 地	(郵便番号 —)		
		埼玉県		
	電話番号			
E-M a i l				
管理者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	(郵便番号 —)		
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)			
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称		
兼務する職種及び勤務時間等				
実施主体が地方公共団体である場合は、当該事業の実施について定めてある条例等			第 条 第 項 第 号	
○運営・設備に関する基準の確認に必要な事項				
利用定員 (人)				
利用者の推定数 (人)				
利用料				
その他の費用				
通常の事業の実施地域				
協力医療機関	名称		診療科名	
提携就労支援機関				

備考

- 1 更新の場合には、「利用者の推定数」欄は前年度の平均利用者数を記入してください。
- 2 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容についても記載してください。
- 3 「診療科名」欄には、主な診療科名 1 つを記載してください。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。